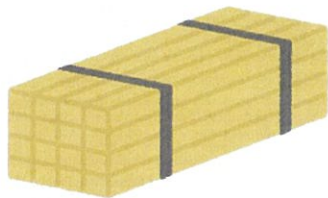


市産材普及事業

市民の森林・林業・木材への関心を高めるため、市産の木材（市産材）を活用した事業に必要な経費の一部を補助します。

市産材製品開発及びPR

市産材を使用した木工品の開発、PRに係る費用の一部を補助します。



市産材の購入費



広告・宣伝等の費用



木材の加工費

製品の全部または一部に市産材が使用されている木工品が対象になります。

補助率

1/2以内（上限10万円）

市産材製品購入

市産材を使用した木工品の購入費用の一部を補助します。



事務所・店舗の備品



保育施設のおもちゃ

市内の事業者等が対象です。木工品は事務所や店舗、業務で使用してください。

補助率

1/3以内
（上限5万円、下限1万円）

補助内容の詳細は裏面をご覧ください。

【問合せ】十日町市役所 農林課 林業振興係（電話：025-757-9917）

1 市産材製品開発及びPR

市産材を使用した木工品の開発とPRに必要な経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に事業所又は工場等を有し、市産材で木工品を製作する事業者
補助対象品	製品の全部又は一部に市産材が使用されている家具類、おもちゃ及び小物類 等※ ※ 建築物に固定されない木工品全般
補助対象経費	市産材購入費、資材（原材料）購入費、木材加工費、広告料、ホームページ作成経費、備品・消耗品費、通信運搬費、印刷・製本費、会場借り上げ料、講師等謝礼、人件費、交通費 ※ 消費税は補助対象経費から除く
補助金額	補助対象経費の1/2以内（上限10万円） ※ 千円未満切り捨て
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 市産材製品開発及びPR計画書（別記様式第1号） (3) 市産材証明書（別記様式第3号） (4) 納税を証明する書類の写し
事業の完了報告	事業の完了後、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 事業実績報告書（様式第6号） (2) 市産材製品開発及びPR実績報告書（別記様式第1号） (3) 補助対象経費の代金領収書の写し (4) 完了写真（開発した製品の写真、PRの実施が確認できる写真等）

2 市産材製品購入

市産材を使用した木工品の購入に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に事業所、店舗等を有する民間事業者、学校法人、社会福祉法人及びNPO法人
補助対象品	製品の全部又は一部に市産材が使用されている家具類、おもちゃ及び小物類 等※ ※ 建築物に固定されない木工品全般 ※ 市内の事業所、店舗及び業務で使用する物 ※ 市内に事業所又は工場等を有する事業者が作製した物
補助対象経費	市産材を使用した木工品の購入費用 ※ 消費税は補助対象経費から除く
補助金額	補助対象経費の1/3以内（上限5万円、下限1万円） ※ 千円未満切り捨て
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 市産材製品購入事業計画書（別記様式第2号） (3) 市産材証明書（別記様式第3号） (4) 納税を証明する書類の写し
事業の完了報告	事業の完了後、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 事業実績報告書（様式第6号） (2) 市産材製品購入事業実績報告書（別記様式第2号） (3) 補助対象経費の代金領収証の写し (4) 完了写真（購入した製品を使用していることが確認できる写真等）